

令和 2 年 1 1 月

射水市議会臨時会議案

目 次

- 議案第 7 3 号 令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 7 4 号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 報告第 1 4 号 専決処分の報告について

議案第 74 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の給与に関する条例(平成 17 年射水市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改める。

第 2 条 射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

(射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成17年射水市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例(平成17年射水市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「10

0分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
4	令和 2 年 1 0 月 1 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 高岡市在住 1 名 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和 2 年 7 月 3 1 日 場 所 高岡市角地内